

## 年休申請に理由は必要ない！ 「診断書」も不要だ！

今、東京車両所では、前月25日に勤務発表が行われて確定した年休を含む連続した休暇に対して、休む直前に管理者が「診断書」の提出を求めるという事態が発生しています。

これは、私生活の中でけがをしたことの治療の一環で休暇をとったものですが、優先的に年休を付与してもらったわけではなく普通に申し込んで取得したものです。

会社は、5日以上の休暇は診断書が必要だと主張していますが、通常の申請で付与された年休に、なぜ診断書が必要なののでしょうか？

労働基準監督署も、『年休取得に理由は必要ない』『労働協約をみても診断書が不要であることは明らか。』という見解を示しています。

会社は労働協約を遵守し、不要な診断書の請求を撤回せよ。